

定例記者会見報告事項 (平成 24 年 4 月 23 日)

担当課	自治防災課
電話番号	47-1070

事業名等	津波避難ビル協定書調印式
------	--------------

1. 事業の概要

東日本大震災を教訓とした津波対策において、津波避難ビルの確保を行い、市民の安全、安心を確保する。

4月24日10時00分から、今回新たに津波一時避難所として指定する施設を代表して社会福祉法人 こうほうえん と協定書調印式を行う。

(於：第1会議室)

これまでの津波一時避難所

公共施設等 25箇所

民間 1箇所

4月24日付で指定する新たな津波一時避難所

42箇所

公共 17箇所 (協定3箇所)

民間 25箇所 (協定25箇所)

2. 事業の目的

東日本大震災を教訓に、津波発生時の一時避難場所として、現在の学校や公民館などの公共施設だけでは十分ではありませんので、民間ビル等の施設も確保し、市民の安全、安心を確保することを目的とする。

3. 今後の事業計画

本日付けで協定書を調印できなかった施設につきましても、遅くとも5月上旬には、協定書を調印する。

今後は、新たな施設と従来から指定している施設もすべて掲載したハザードマップを作成し、6月号の市報において全戸配布する予定である。

さらに新たに指定した施設等につきましても、案内板の設置、誘導標識などを整備し、周知を図る。

今後指定予定 13箇所

公共 12箇所

民間 1箇所